

- 一 内山社員ノ解雇及對
 - 一 從業員ノ待遇改善ヲ即時實行セヨ
 - 一 勤務時間ヲ八時間ニセヨ
 - 一 時外ノ勤務及日曜出勤ニ手當ヲ支給セヨ
 - 一 八月給最後五拾圓ニセヨ
 - 一 從業員ノ不當虐使及對
 - 一 不拂給料ヲ即時支拂フヘシ
 - 一 解雇絶對及對
 - 一 不當解雇ノ場合ハ退職手當金三百圓ヲ支拂フヘシ
- 右要求ス

昭和七年九月五日

全國労働組合同盟 東京地方聯合會
 直屬新聞之新聞社班 代表 奈良元 勤



新湯時分新湯社	労働年数
所在地 新湯市	
従業員 此名	
労働参加人数 全無	
発生年月 十一月十八日	
終結年月 十一月十九日	
労働発生ノ原因	
当新湯ニ改及会本部支那株系紙トシテ相当古キ歴史ヲ 有ルニモ一ノモリ経営難一々九日以降ハ給料不付。内 未払ノ生シ今社事務相停成給(現名義)ハ職工ニ同様ニ	

8. 1. 14
4582

(協同會労働課)

23.65
44
69.65